

令和3年

第3回宮古島市議会(臨時会)会議録

= 臨時会 =

令和3年4月28日(水) 1日

宮古島市議会

目 次

◎ 第3回臨時会	
○ 招集告示	1
○ 上程案件処理結果	2
○ 応招議員名簿	3
○ 4月28日（議事日程第1号）	5
○ 会期及び日程	6
会議録署名議員の指名について	9
会期を定めることについて	9
議案審議	9

宮古島市告示第70号

令和3年第3回宮古島市議会（臨時会）を次のとおり招集する。

令和3年4月21日

宮古島市長 座喜味 一 幸

1 期 日 令和3年4月28日（水）

2 場 所 宮古島市議会議事堂

3 付議事件

- （1）専決処分の承認を求めることについて
（宮古島市税条例等の一部を改正する条例）
- （2）専決処分の報告について
- （3）副市長の選任について
- （4）固定資産評価員の選任について

上 程 案 件 処 理 結 果

議案番号	件 名	提 案 者	提出月日	処理月日	結 果
報告 第 4 号	専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例等の一部を改正する条例）	市 長	令和3年 4月28日	令和3年 4月28日	承 認
報告 第 5 号	専決処分の報告について	”	”	/	/
同意案 第 6 号	副市長の選任について	”	”	令和3年 4月28日	不 同 意
同意案 第 7 号	固定資産評価員の選任について	”	”	”	同 意
/	意見書案第5号沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書	議 員	”	”	否 決 (日程追加)

開会日（令和3年4月28日）に応招した議員

下	地		茜	君	前	里	光	健	君
仲	里	夕	カ	子	下	地	信	広	〃
島	尻			誠	砂	川	辰	夫	〃
友	利	光		徳	我	如	古	三	雄
狩	俣	勝		紀	下	地	勇	徳	〃
新	里			匠	栗	国	恒	広	〃
平		百	合	香	上	地	廣	敏	〃
平	良	和		彦	平	良	敏	夫	〃
上	里			樹	佐	久	本	洋	介
山	里	雅		彦	棚	原	芳	樹	〃
狩	俣	政		作	濱	元	雅	浩	〃
高	吉	幸		光	眞	榮	城	徳	彦

令和 3 年

第 3 回宮古島市議会 (臨時会) 会議録

令和 3 年 4 月 28 日 (水)

(議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決)

令和3年第3回宮古島市議会臨時会議事日程第1号

令和3年4月28日（水）午前10時開会

- | | | | |
|-------|----------|---------------------------------------|--------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名について | |
| 〃 第 2 | | 会期を定めることについて | |
| 〃 第 3 | 同意案第 6 号 | 副市長の選任について | (市長提出) |
| 〃 第 4 | 〃 第 7 号 | 固定資産評価員の選任について | (〃) |
| 〃 第 5 | 報告第 4 号 | 専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例等の一部を改正する条例） | (〃) |
| 〃 第 6 | 〃 第 5 号 | 専決処分の報告について | (〃) |

◎会議に付した事件

議事日程と同じ

令和3年第3回宮古島市議会臨時会会期日程計画表

令和3年4月28日(水) 午前10時開会

月 日	曜日	種 別	日 程	摘 要
4月28日	水	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程、説明、聴取、質疑、討論、表決	

会期=1日

令和3年第3回宮古島市議会臨時会会議録

令和3年4月28日(水)

(開会=午前10時00分)

◎出席議員(24名)

(閉会=午前10時45分)

議長(10番)	山里雅彦君	議員(13番)	前里光健君
副議長(12〃)	高吉幸光〃	〃(14〃)	下地信広〃
議員(1〃)	下地茜〃	〃(15〃)	砂川辰夫〃
〃(2〃)	仲里夕力子〃	〃(16〃)	我如古三雄〃
〃(3〃)	島尻誠〃	〃(17〃)	下地勇徳〃
〃(4〃)	友利光徳〃	〃(18〃)	栗国恒広〃
〃(5〃)	狩俣勝紀〃	〃(19〃)	上地廣敏〃
〃(6〃)	新里匠〃	〃(20〃)	平良敏夫〃
〃(7〃)	平百合香〃	〃(21〃)	佐久本洋介〃
〃(8〃)	平良和彦〃	〃(22〃)	棚原芳樹〃
〃(9〃)	上里樹〃	〃(23〃)	濱元雅浩〃
〃(11〃)	狩俣政作〃	〃(24〃)	眞榮城徳彦〃

◎欠席議員(0名)

◎説明員

市長	座喜味一幸君	農林水産部長	平良恵栄君
企画政策部長	垣花和彦〃	総務課長	砂川勤〃
総務部長	宮国泰誠〃		

◎議会事務局職員出席者

事務局長	友利毅彦君	次長補佐	砂川晃徳君
次長	与那覇弘樹〃	議事係長	川満里美〃

令和3年第3回宮古島市議会臨時会諸般の報告書

令和3年4月28日（水）

	<p>令和3年第2回宮古島市議会定例会（3月）で議決した「安心・安全の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」、「新型コロナウイルス感染拡大に伴う国民健康保険税（料）の特例減免等の継続を求める意見書」、「新型コロナウイルス感染、台風・地震災害及び交通事故等に伴う重症患者の救助・救急搬送に対応する救難ヘリ配備に関する意見書」の計3件については、令和3年3月25日付で関係機関へ送付した。</p>
	<p>宮古島市監査委員の砂川正吉委員、佐久本洋介委員の両名から令和3年2月分の例月出納検査結果報告があった。</p>
4月21日	<p>座喜味一幸市長から令和3年第3回宮古島市議会臨時会の招集告示をした旨の通知とともに、今臨時会に付議すべき議案の送付があった。</p>
4月23日	<p>議会運営委員会が開催され、諮問した会期については、本日4月28日の1日とするのが適当であること、今臨時会に付議された議案のうち、報告第4号、同意案第6号及び同意案第7号の計3件については、委員会付託を省略し処理することと決した。</p> <p>議会運営委員会終了後、全員協議会が開催され、当局による令和3年第3回宮古島市議会臨時会提出議案事前説明がされた。</p> <p>宮古島観光協会中長期戦略（中間とりまとめ）の意見交換会に参加した。</p> <p>令和3年度沖縄振興拡大会議WEB会議に参加した。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>

◎議長（山里雅彦君）

ただいまから令和3年第3回宮古島市議会臨時会を開会します。

（開会＝午前10時00分）

本日の出席議員は24名で、全員出席であります。

本日の日程は、お手元にお配りした議事日程第1号のとおりであります。

直ちに本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

◎事務局長（友利毅彦君）

議長の命により諸般の報告をします。

4月21日、座喜味一幸市長から令和3年第3回宮古島市議会臨時会の招集告示をした旨の通知とともに、今臨時会に付議すべき議案の送付がありました。

4月23日、議会運営委員会が開催され、諮問した会期については本日4月28日の1日とするのが適当であること、今臨時会に付議された議案のうち報告第4号、同意案第6号及び同意案第7号の計3件については、委員会付託を省略し、処理することと決しました。

そのほかの諸報告につきましては、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

諸般の報告は以上です。

◎議長（山里雅彦君）

これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において友利光徳君及び下地信広君を指名します。

次に、日程第2、会期を定めることについてを議題とします。

お諮りします。今臨時会の会期は、本日4月28日の1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日4月28日の1日と決しました。

次に、日程第3、同意案第6号から日程第6、報告第5号までの計4件を一括議題とし、提案者から提案理由の説明を求めます。

◎市長（座喜味一幸君）

令和3年第3回宮古島市議会臨時会提出議案についてご説明を申し上げます。

令和3年第3回宮古島市議会臨時会に提出しました議案は、報告2件、同意案2件の合計4件でございます。

それでは、報告からご説明申し上げます。報告第4号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例等の一部を改正する条例）。地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたので、同条

第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

報告第5号、専決処分報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告します。

続いて、同意案についてご説明申し上げます。同意案第6号、副市長の選任についてです。宮古島市副市長を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を得る必要があるため、本案を提出します。

同意案第7号、固定資産評価員の選任についてです。固定資産評価員を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を得る必要があるため、本案を提出します。

以上、ご説明申し上げました。慎重なるご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（山里雅彦君）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

◎眞榮城徳彦君

休憩をお願いしたいと思います。

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時05分）

再開します。

（再開＝午前10時06分）

しばらく休憩し、20分から再開します。

休憩します。

（休憩＝午前10時06分）

再開します。

（再開＝午前10時30分）

これで提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑があれば発言を許します。

（「質疑なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

これにて質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております日程第3、同意案第6号から日程第5、報告第4号までの計3件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略し、直ちに処理したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これより討論に入ります。

まず、日程第3、同意案第6号、副市長の選任についてに対する討論の発言を許します。

◎前里光健君

この同意案第6号、副市長の選任について反対の立場で意見を申し上げます。

まず、この副市長人事案は、3月定例会でも否決をされました。そして、まず反対に当たり、座喜味一幸市長の市長選挙での公約についてであります。県内41市町村で32位と低迷する市民所得を10%向上させる。そして新型コロナ対策については、県外からの観光客に対して入島3日以内のPCR検査、陰性証明書を求め、そして水際対策を徹底する。また、全島、全市民へのPCR検査。そのほかにも幾つかの基本政策を選挙で訴えて当選を果たしました。しかし、その政策は進んでいるのでしょうか。3月定例会施政方針の中身も含め、PCR検査の公約実現に向けていかがだったのでしょうか。公約の実現性は高まったのでしょうか。全く進んでおりません。むしろひどい内容でありました。観光客へのPCR検査、陰性証明書義務化の公約は法的根拠がなく、断念。全市民を対象としたPCR検査についても専門家の意見を受け、断念。全市民のPCR検査を実施すると感染力のない陽性者が見つかることで、医療現場と疫学調査の現場がさらに混乱するとの専門家の意見をを受けて断念したわけであります。本来公約を決める前に法的根拠を確認するのではないのでしょうか。そして、当選してから専門家の意見を聞いたのでしょうか。遅くありませんか。これこそ後手後手であります。政策立案能力の欠如であり、そして実行力の欠如と言わざるを得ないと考えます。座喜味一幸市長ならできると信じて投票した市民の皆さん全てを早速裏切っているのではないかと私は考えております。方針転換などという言葉ですら程遠い内容であります。そのことに対して何ら市民の皆さんに対してメッセージ、または会見なども行っておりません。市民の皆さんに訴えた約束を早速ほごしたわけであります。座喜味市政の目標は早速断念、そして方向性が揺らいでいるとしか考えられません。その中で、副市長人事、主要人事によってその公約が果たして達成されるのでしょうか。方向性が定まるのでしょうか。できないと考えます。

先日新聞報道では、意見交換会という名で集まりがありました。私も初めて本人を見る機会がありました。意見交換会ということでしたが、基本的には自らの経歴や意気込み、展望を語るというような内容で、そしてそれについて質疑応答をするとの流れでありました。沖縄県の会計管理者、そして宮古島の総務財政課長を務めていた経歴があります。財務関係の出身であります。ならば、市長公約の県内41市町村で32位と低迷する市民所得を10%向上させる、これは任期中にということではありますが、その実現に向けて後押しする発言なり展望があつてしかるべきと思いましたが、その市民所得10%に向けての発言に対しての後押しする発言はありませんでした。伊川秀樹氏との意見交換時に、例えば市民所得10%を向上させるための具体的な方向性を示すこともなく、そしてまたそのことに触れることもありませんでした。コロナ禍によって影響を受けた経済の中で、市民所得10%を向上させるということは現実的ではないと、もしかすると考えたのではないのでしょうか。だから、触れられなかったのではないかと私は考えます。財務関係の出身であればそこを語る事が筋だと思いますが、何もなかったわけであります。むしろ理解するからこそ語ることができなかったというのが本音ではないのでしょうか。現実ではないのでしょうか。当然

伊川秀樹氏に市長公約の責任があるわけではありません。達成が難しいと考えるのであれば、市民の皆様
に約束をした内容の、例えば方向修正があるのであれば方向修正をしっかりと示した上で進めるべきでは
ないかと考えます。

最終的にお伝えしたいことは、市長の方向性がまずおかしい、そしてその修正もないまま曖昧な政策の
中でこの人事を進めてもうまくいくとは考えにくい。よって、反対します。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに討論はありませんか。

◎島尻 誠君

私は、この同意案第6号の副市長の選任について賛成の立場で討論します。

まず、地方自治法第167条、副市長の職務と記されております。内容は、副市長は「普通地方公共団体の
長を補佐し、普通地方公共団体の長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担
任する事務を監督し、別に定めるところにより、普通地方公共団体の長の職務を代理する」というふうに
記されております。つまり行政運営に支障が出ている、今後もコロナ対策を万全にしていく、宮古島市の
5万5,000人の生命と財産を守るために市長の補佐役、当たり前前の職務だと思っています。やはり市民サー
ビスに大きな影響が出る、そのことを考えれば、早めに副市長人事案、私は進めるべきだと、そういうふ
うに思います。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに討論はありませんか。

◎濱元雅浩君

私、反対の立場で討論させていただきます。

現在のコロナ禍において、宮古島も厳しい状況にあります。これは、この混乱を解消し、明るい未来を
つくっていくのは市長の職務であり、責務であります。まずは、そこをしっかりと据えていただきたい。
そのビジョンをしっかりと話をし、その方向性を示して、それを実現させるために必要なサポートスタ
ッフとして副市長を選任したいという思いがあつてしかるべきだと思います。私ども保守系議員団は、そ
れを最初に思い、2月の段階で早急にそれをやってほしいという要請をしました。それをほごにしておき
ながら、この状況の悪化を招いた、その上で今現在においてこれを理由に早急に副市長を認めろという、
そのような意見はのめません。

その上で、個人を責めたいとは思いませんが、意見交換の中で疲れたという言葉がたくさん述べるよう
な方をこの危機感、そして5万5,000人の生命、財産を守る市長の最大のサポートスタッフとして私は認め
られないと判断しましたので、反対します。

◎議長（山里雅彦君）

ほかに討論はありませんか。

◎下地 茜君

賛成の立場から討論します。

先日、宮古島市の長期財政計画、財政プランのシミュレーションを拝見させていただき、宮古島市、今
後特に令和6、7年に向かって大変厳しい状況にあるということが察せられるものでした。15年間使い続

けてきた合併特例債も昨年度で上限に達したという状況で、今後10年間ですね、公債費比率も大変高い状態が続いていくという現状に宮古島市はあります。平成21年、宮古島市へも総務部財政課長として出向された経験のある伊川秀樹氏を副市長にすることを私は賛成します。市井の市民のことを考えて、それから健全な市政運営を考えれば、空席の時期をこれ以上つくらず、一刻も早い人事をお願いしたいと思います。

◎議長（山里雅彦君）

これにて討論を終結します。

これより同意案第6号を挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

本案は同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手少数）

◎議長（山里雅彦君）

挙手少数であります。

よって、同意案第6号は不同意されました。

次に、日程第4、同意案第7号、固定資産評価員の選任についてに対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

これにて討論を終結します。

これより同意案第7号を採決します。

本案は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

ご異議なしと認めます。

よって、同意案第7号は同意されました。

次に……

（「議長、休憩お願いします」の声あり）

◎議長（山里雅彦君）

休憩します。

（休憩＝午前10時42分）

再開します。

（再開＝午前10時42分）

次に、日程第5、報告第4号、専決処分の承認を求めることについて（宮古島市税条例等の一部を改正する条例）に対する討論の発言を許します。

（「討論なし」の声多数あり）

◎議長（山里雅彦君）

これにて討論を終結します。

これより報告第4号を採決します。

本案は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、報告第4号は承認されました。

(「議長」の声あり)

◎下地 茜君

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書に関する動議を提出します。

(「賛成」の声複数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ただいま下地茜君から沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書に関する動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立しました。

これより本動議を緊急を要する急施事件と認め、この際日程に追加し、直ちに議題とすることを挙手により採決します。

なお、挙手のない者は否とみなします。

お諮りします。本動議を緊急を要する急施事件と認め、この際日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手少数)

◎議長(山里雅彦君)

挙手少数であります。

よって、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書に関する動議を急施事件と認め、日程に追加し、議題とすることは否決されました。

これで今臨時会に付議された案件の審議は全部終了しました。

お諮りします。今臨時会において議決された各議案について、会議規則第43条の規定による条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、これを議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

◎議長(山里雅彦君)

ご異議なしと認めます。

よって、そのとおり決しました。

これをもちまして、令和3年第3回宮古島市議会臨時会を閉会します。

(閉会＝午前10時45分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違なきことを証する為ここに署名する。

令和3年4月28日

宮古島市議会

議長 山里雅彦

議 員 友 利 光 徳

” 下 地 信 広